

幕別町林業担い手育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幕別町における林業従事者の担い手の確保と定着を図るため、林業新規就業者に対し、伐採等の業務に必要な刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育及び伐木等の業務に係る特別教育の受講費用を、森林環境譲与税基金を財源とした予算の範囲内で補助金を交付することに関し、幕別町補助金等交付規則（平成18年規則第74号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、幕別町に所在地を有する登録事業体（北海道林業事業体登録実施要綱（平成24年8月27日付け林業木材第652号）第3の規定により登録を受けた林業事業体をいう。）とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 安全衛生教育受講者補助金 刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育を受講した就業3年目までの従業員に対し、受講料の実費を補助する。ただし、1件につき15,000円を上限額とする。
- (2) 特別教育受講者補助金 伐木等の業務に係る特別教育を受けた就業3年目までの従業員に対し、受講料の実費を補助する。ただし、1件につき20,000円を上限額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、町長に対し林業担い手育成事業補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 安全衛生教育又は技能講習の受講証明証の写し
- (2) 受講料の領収書の写し

(補助金の交付の決定)

第5条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要と認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第6条 町長は補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を当該補助金の交付を申請した者に補助金等交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(決定の取消)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他の手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付申請及び決定に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

幕別町林業担い手育成事業補助金交付申請書

年 月 日

幕別町長 様

住所
申請者 会社名
代表者名

林業担い手育成支援事業補助金の交付を受けたいので、幕別町林業担い手支援育成事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名・補助申請額

対象事業		事業に要する総額		補助金交付申請額	
刈払機取扱作業に対する安全衛生教育		円		円	
伐木等の業務に係る特別教育		円		円	
受講日	年 月 日～ 年 月 日				
受講場所					
受講者	氏名				
振込先	金融機関名		支店名		
	(フリガナ) 口座名義人	()	口座 番号	普通 当座	

添付書類

- 1 補助対象経費が確認できる書類の写し（領収書等）
- 2 受講証明証の写し

幕別町林業担い手育成事業補助金交付決定通知書

第 号指令

住所
申請者 会社名
代表者名

年 月 日付けで申請の幕別町林業担い手育成事業補助金に関し、内容審査の結果、補助金の交付が適当認め、次のとおり決定したので、幕別町林業担い手支援育成事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

幕別町長 印

記

1 補助金交付決定額

対象事業	事業に要する総額	補助金交付決定額
刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育	円	円
伐木等の業務に係る特別教育	円	円

2 その他

- (1) 町長は、補助事業対象者が交付条件に違反したときは、補助金の決定の取消し及び返還を命ずることができます。補助金の額の確定があった後においても同様とします。
- (2) この内容に対し不服のある者は、決定の通知を受けた日から10日以内に、書面をもって不服を申し出ることができます。
- (3) 幕別町林業担い手育成事業補助金交付要綱を遵守してください。